

「南島原市地下水保全条例改正（案）」に関する市民意見募集（パブリック・コメント）について

【予告】

市では、地下水が市民の日常生活に欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることを踏まえ、更なる地下水の保全と採取の適正化を図ることを目的として、「南島原市地下水保全条例」の一部を改正します。

本条例の改正にあたって、市民等の皆様のご意見・ご提案をいただくため、「条例改正（案）」についての市民意見募集（パブリック・コメント）を予定しています。

【資料の閲覧場所】

環境課及び各支所（市ホームページにも掲載します。）

期間：令和7年12月1日(月)～12月26日(金)予定

【意見等を提出できる方】

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・市内に事業所等を有する方
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する方

【注意事項】

- ・条例改正（案）をご一読のうえ、意見の提出をお願いします。
- ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
- ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
- ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

【意見等の提出方法】

提出期間	令和7年12月1日(月)～12月26日(金)【必着】予定
提出方法	意見内容（条例改正（案）の箇所（項目やページ、行など）とそれに対する意見）、住所、氏名を記載の上、下記のいずれかの方法でご提出いただくか、衛生センター庁舎環境課または各支所までご持参ください。 （必要な事項が記載してあれば様式は問いません。） 1）郵便 〒859-2415 南島原市南有馬町戊 1751 番地 1 南島原市環境水部環境課 環境政策班 宛 2）FAX 0957-85-2078 環境課 環境政策班 宛 3）電子メール … kankyou@city.minamishimabara.lg.jp

【意見に対する考え方の公表】

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページ等で公表する予定です。

－お問い合わせ－

環境水道部 環境課 環境政策班

TEL0957-73-6644

FAX 0957-85-2078

メールアドレス kankyou@city.minamishimabara.lg.jp